

## 第1 改革の必要性

平成16年11月1日に峡北地域の7町村が合併し誕生した北杜市は、合併前の各町村の先人により築き上げられた歴史と伝統、文化など、それぞれの特性を活かしながら「和」のある新しい地域形成を推進しています。

また、本地域の最大の資源である自然環境と美しい景観を保全し、豊富な農業・観光資源を最大限活かした活力あるまちづくりを進め、北杜市の将来像である「人と自然が躍動する環境創造都市」の実現を目指しています。

加えて、社会の成熟による住民ニーズの高度化・多様化、少子・高齢化、地球規模で深刻化する環境問題、国際化や情報通信技術の高度化などへの迅速・適切な対応が求められています。

さらに、市税収入の伸び悩みや「三位一体改革」の推進による地方交付税、国庫補助負担金の削減、起債残高の増加に伴う公債費の増嵩など、非常に厳しい財政環境が続く中で、地方分権時代にふさわしい自己決定、自己責任の原則による自治体経営を進め、個性豊かで活力ある地域社会の実現を図らなければなりません。

そのためには、既存の行政システムを構造的に改革し、簡素で効率的な行財政運営を行うことにより、自治体を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市民サービスの向上を目指すための新しい行政システムの構築が必要となっています。

## 第2 改革の基本理念

地方分権の進展に伴い、これからの行政運営は、自己決定、自己責任が基本であり、地方自治体がより主体的に運営していくことが求められていることから、財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化を図る一方、地域の実情に応じた創意工夫の下に、より自主的な政策形成と効率的な行政サービスの提供を行っていく必要があります。

また、市民と行政との関係も、これまでの行政の担い手と受け手という関係から、共にまちづくりを進めていく協働の関係へと転換していかなければ

ればなりません。

そのためには、市民と行政がお互いのビジョンや情報を共有し、共に議論しながら、まちづくりを進めていく環境を整えていく必要があります。

さらに、市民と行政が対等なパートナーとなるよう、市が行っているサービスや事務事業を見直し、市民が担った方が効率的なものは市民の手に委ね、民間でできることは民間に任せるなど、住民自治の原則に基づいた市民と行政の役割分担を明らかにしていくことも必要です。

このような状況の中、少子化への対応、市民福祉の維持向上と財政負担の軽減、市民等の民間活力や資源の有効活用など、市民の目線で考え将来が見える計画を基本として、「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に行政改革に取り組み、行政と市民の意識改革そして市民との「協働」によるまちづくりを進めていきます。

### 第3 改革の基本目標

#### 1 財政の健全化

早期に財政再建を果たし、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な市財政を確立します。

#### 2 施策の再構築と市民との協働

行政の守備範囲や民間との役割分担を見直しながら、施策の再構築を図るとともに、市民との協働による行政運営を推進します。

#### 3 市役所の構造改革とスリム化

右肩上がりの成長時代に築かれた行財政システムの構造を改革し、創造的な自治体経営のシステムを構築します。併せて、簡素で効率的な組織機構を確立し、スリムで活力のある市役所を築きます。

## 第4 改革の実施事項

### 1 財政の健全化

#### (1) 財政健全化計画の推進

合併前の各町村は、財政基盤がもともと脆弱であったことに加え、バブルの崩壊を発端とした景気低迷による地方税や地方交付税の減少など、非常に厳しい財政状況の中で、起債を活用し、基金の取り崩しを行いながら、生活基盤の整備や地域活性化対策など、住民の要望に応じてきました。

この結果、平成16年度末現在の北杜市普通会計における地方債残高は410億円を超えることとなり、下水道事業等の公営企業会計を加えた合計では約900億円に上っています。

平成16年度普通会計決算では、これらの償還のための公債費や人件費、扶助費などの義務的経費が全体の29.2%を占め、物件費、補助費、繰出金等を含めた経常経費は49.3%に上るなど、投資的経費を除いた経費の占める割合は71.4%となっています。

また、\*経常収支比率は79.8%で、平成13年度対比では6.7ポイントの上昇が見られることに加え、\*起債制限比率が11.7%、\*公債費負担比率が20.2%と高い数値を示しており、今後も公債費の増嵩に伴い上昇が見込まれるなど、財政硬直化の進行が顕著に見られます。

さらに、「三位一体改革」の推進による地方交付税、国庫補助負担金の削減が市の財政に多大な影響を与えることが予想され、北杜市財政は危機的状況を迎えつつあると言えます。

こうした危機的な財政状況を踏まえ、硬直した財政構造の抜本的な改善を図り、弾力性を回復するための新たな財政健全化計画を策定し、その推進を図ります。特に、歳出面で大きな割合を占める公債費の縮減を図るため、既発行の地方債の低利への借換を検討するとともに、市債発行額の抑制に努めます。

また、一般会計から収益勘定への繰出金が9億円に上っている病院、温泉、上下水道事業等の公営企業の経営を改善するための抜本的な改革も進めます。

【具体的な取組】

- ・ 財政健全化計画の策定及び推進
- ・ 予算執行管理の見直し
- ・ 市債発行額の抑制
- ・ 公営企業の経営改善

※経常収支比率・・・人件費、公債費等の経常経費に税、普通交付税等の経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率。比率が低いほど財政の弾力性が大きいことを示し、75～80%が妥当な範囲とされている。

※起債制限比率・・・地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたもので、20%を超えると起債の借入許可に制限を受けることとなるが、15%からが要注意とされる。

※公債費負担比率・・・財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費に充当された一般財源が一般財源総額に占める割合を表す比率。15%が警戒ラインで20%が危険ラインといわれている。

主な財政指標(普通会計)

(単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
歳入総額	34,970,458	33,566,558	36,500,441	36,497,429
歳出総額	33,288,592	31,949,047	34,754,523	35,673,033
歳入歳出差引額	1,681,866	1,617,511	1,745,918	824,396
翌年度繰越財源	645,730	562,510	722,908	354,413
実質収支額	1,036,136	1,055,001	1,023,010	469,983
実質収支比率	5.8	6.3	6.4	2.9
標準財政規模	17,713,252	16,829,648	16,106,500	16,080,426
基準財政需要額	16,016,622	15,138,417	14,517,478	14,458,171
基準財政収入額	5,371,057	5,375,718	5,144,456	5,119,358
財政力指数	0.335	0.355	0.354	0.354
経常収支比率	73.1	77.1	77.3	79.8
公債費負担比率	18.6	21.8	20.0	20.2
公債費比率	13.8	14.0	14.9	17.1
起債制限比率	8.1	8.2	9.2	11.7
地方債年度末残高	35,327,436	37,236,134	39,746,266	41,011,103
基金年度末残高	9,979,777	9,258,747	6,871,873	5,503,655

(2) 予算編成の改革

従来 of 予算編成は、\*シーリングによる事務事業予算の一律削減と財政部門による個別事務事業査定方式により行ってきたところですが、歳入

の増加が期待できない状況下においては、限られた財源を真に必要性が高く、重点的、戦略的に推進すべき事業に厚く配分し、より効率的かつ効果的な行政運営を図る必要があります。

このため、住民ニーズを最も把握している各担当部局が、配分された枠内において主体的な予算編成を行う枠配分方式に転換します。

また、中期的視野に立った財政運営を行うため、予算の複数年度管理についても検討を行います。

#### 【具体的な取組】

- ・ ※枠配分予算編成の実施
- ・ ※予算の複数年度管理の検討

※シーリング…予算編成における概算要求枠。概算要求基準。

※枠配分予算編成…主要分野ごとに配分された予算枠の範囲内において、個々の施策に熟知した各部局が、自らの裁量により施策選択をし、予算を調製する方式。

※予算の複数年度管理…3年間程度の歳出総額を定め、事業の優先順位を付けるとともに、その枠内で政策目標の達成と予算の効率的な執行を図る方式。

### (3) 公共工事の見直し

平成16年度末の地方債残高は、近年の公共工事費の増加に伴って平成13年度対比で16%以上の高い伸びを示しており、これらの償還のための公債費が歳出全体の13.5%を占め、非常に大きな財政負担となっています。

このため、新たな公共工事の計画にあたっては、市民ニーズを的確に把握し、事業の必要性、緊急性、経済性など総合的に検討を行うとともに、※PFI事業の導入も検討します。さらに、継続事業についても抜本的な見直しを行い、事業の廃止、縮小も含めて厳格に判断するなど、公共工事費の総額の縮減に努めます。

また、公共工事に係る入札・契約手続きとその運用については、より透明性・公平性の確保が求められることから、これまでの入札方式に加

え、一般競争入札や※総合評価方式、ITを活用した電子入札など多様な入札方式の検討を行います。

さらに、公共工事コストについても、地域の実情や市民の視点を勘案しつつ、国、県における指針等を参考とし、より一層の縮減に取り組みます。

【具体的な取組】

- ・ 事業実施計画の見直し
- ・ 公共工事費の縮減
- ・ 市債発行額の抑制（再掲）
- ・ P F I 事業活用の検討
- ・ 多様な入札制度の研究・導入
- ・ 公共工事コストの削減

※ P F I …「Private Finance Initiative」の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営・技術ノウハウを活用して効率的・効果的に行う手法。

※ 総合評価方式…事前に決定した競争参加者が施工方法などの技術提案と価格提案を一括して行い、工期・安全性などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して行う入札方式。

投資的経費の推移(普通会計) (単位:千円、%)

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
普通建設事業費	11,033,070	33.1	9,916,098	31.0	11,518,410	33.1	10,118,995	28.4
災害復旧事業費	81,897	0.2	189,270	0.6	129,023	0.4	78,738	0.2
計	11,114,967	33.3	10,105,368	31.6	11,647,433	33.5	10,197,733	28.6

(4) 収入確保の徹底

平成16年度における市税収入は約56億8千万円で、平成13年度と比較して0.3%の減収となっており、徴収率も現年度96.5%で、同様に0.3ポイント低下している状況にあります。

昨今の厳しい財政状況下にあっては、伸び悩みが続いている市税の確保が大きな課題となっており、税負担の公平性・公正性の観点からも、今後も課税客体の把握と適正な課税に努めるとともに、滞納者に対する法的措置の適用など滞納整理を強化し、徴収率の向上に取り組む必要があります。このため、市税、国保税、使用料等の各部局ごとの徴収部門の一元化や徴収専門員の設置など、徴収部門の強化を図ります。

また、財源の一層の確保に向け、法定外普通税・法定外目的税の創設について研究するとともに、新たな雇用の創出や企業誘致など、市税の増収が図られるような方策についても推進します。

#### 【具体的な取組】

- ・ 徴収部門の一元化の検討
- ・ 未収金対策の充実、強化
- ・ 徴収専門員の設置
- ・ 法定外普通税・法定外目的税創設の研究
- ・ 雇用創出策、企業誘致の促進

税収の状況 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税収入額	5,691,236	5,561,842	5,303,607	5,676,227
対前年度伸率	3.6	△2.3	△4.6	7.0
歳入割合	16.3	16.6	14.5	15.6
現年度徴収率	96.8	96.4	96.6	96.5

平成16年度 市税等徴収率

科 目	徴 収 率 (%)		
	現年度分	滞納繰越分	合計
市税	96.5	16.5	88.9
国民健康保険税	94.4	18.9	84.9
保育料	97.3	62.9	93.8
住宅使用料	96.0	24.3	93.0
学校給食費	99.0	-	99.0
介護保険料	99.1	26.2	98.2
水道料	92.7	6.6	80.2
下水道料	94.0	9.3	85.3

#### (5) 補助金等の整理合理化

平成16年度決算における補助費等の総額は、一部事務組合負担金を除き、約22億円に上っており、この内の50%が各種団体等の運営費、活動費等の補助金・負担金として経常的に支出されています。

これらの補助金、負担金等については、目的、効果、必要性、公平性、補助対象団体の活動実態等の観点から抜本的に見直しを行い、社会経済情勢の変化等に伴い必要性や効果の薄れたものについては廃止、縮小、統合、終期の設定等を行うなど、補助金等総額の抑制に努めます。

##### 【具体的な取組】

- ・ 補助金等交付基準の設定
- ・ 各種補助金等の見直し
- ・ 補助対象団体の自立意識の高揚

#### (6) 受益者負担の適正化

受益者負担については、合併時において旧町村間の不均衡を是正し、その統一を図ってきました。今後も負担の公平性の観点から経費負担のあり方を再度検討し、綿密な原価計算などを行い、適正な負担水準の設定に努めます。

また、公共施設の使用料等の免除制度についても抜本的に見直し、負担の適正化を図るとともに、自主財源の確保に努めます。

さらに、受益者が特定され、個別的なサービスでありながら受益者負担を求めているものについては、新たな負担制度の導入に努めます。

##### 【具体的な取組】

- ・ 使用料、手数料、負担金等の見直し
- ・ 免除制度の見直し
- ・ 新たな受益者負担導入の検討

#### (7) 施設、資産等の有効活用

本市では、現在270余りの公の施設を擁し、その管理運営に多額の支出を余儀なくされ、大きな財政負担となっています。



これらの施設のうち利用度の低い施設については、活用計画等を見直す中で他用途への転用など有効活用を図ります。

また、新たな施設整備等を抑制し、廃止すべき施設や活用予定のない普通財産については、適正な処分を行い、自主財源の確保を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ・ 施設活用計画の見直し
- ・ 公有財産処分基準の設定
- ・ 普通財産の処分

## 2 施策の再構築と市民との協働

### (1) 役割分担を明確にした事務事業の見直し

北杜市の誕生により、市民ニーズは今後ますます高度化・多様化し、増大していくことが予想されます。しかしながら、行政需要の全てに行政が主体となって対応してきた従来の手法は限界にきていることから、行政主導体制を抜本的に見直し、公助、自助及び共助の考え方を明確にした行政運営へと転換を図る必要があります。

そのためには、行政職員一人ひとりが現状を認識し、コスト意識の徹底やサービス精神の発揮、目標に基づく組織運営など、問題解決と目標管理へと意識改革を図ることはもとより、住民自治の原則に基づいた市民等の自立意識の高揚を図る必要があります。

これからは市民やボランティア、\*NPO法人、民間企業等多様な主体と対等の立場に立って、協力しあい、相互に補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進するため、市民等と行政との役割分担を判断する基準を作成し、すべての事務事業について行政の責任範囲や実施形態などの見直しを行います。

また、従来の行政運営においては、予算執行後の結果を顧みなかったことに対する反省から、政策や事務事業を客観的に評価するシステムの導入や行政評価のための第三者機関を設置し、これからの行政運営に活かしていきます。

さらに、市に事務局を置いている各種団体の体質強化を図り、自立的

運営を促進します。

**【具体的な取組】**

- ・ 各種事務事業の見直し
- ・ 公的サービス提供基準の作成
- ・ 行政評価システムの導入
- ・ 行政評価のための第三者機関設置の検討
- ・ 市に事務局を置いている団体の自立促進

※ NPO・・・国、地方自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う民間非営利組織で、そのうち特定非営利活動促進法（NPO法）により法人に認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

**(2) 事業の民間委託の推進**

事務事業を大幅に見直し、これまで行政が直接行ってきた事務事業であっても、定型的業務や民間と競合する事務事業、民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率化が期待できる業務等については、基準を定め、費用対効果を勘案しながら積極的に民間委託を進めます。

また、委託後であっても市民サービスの低下を来さないよう、その業務内容や実施結果等の検証をより一層厳格に行うことにより、業務委託の実効性の確保に努めます。

**【具体的な取組】**

- ・ 民間委託基準の作成
- ・ 定型的業務等の民間委託
- ・ \*市場化テストの研究

※ 市場化テスト・・・従来行政機関が行っていた業務について、競争原理を導入してコスト削減やサービスの向上を図る目的から、官民双方による競争入札を実施する制度。

### (3) 施設の管理運営等の見直し

現時点における公の施設の管理運営形態は、約70施設を公的団体等に管理委託し、残りの200余りの施設については直営で管理運営を行っています。今後、これらの施設については、社会環境の変化や市民ニーズ等を把握し、広域的な相互利用による有効活用を進めるとともに、市の適正な監督のもと、施設運営の効率化や市民サービスの向上を図るため、従来の公的団体に加え、民間企業やNPO法人等の団体も管理運営に参入できる「指定管理者制度」の導入をさらに推進し、民間等の活力を積極的に活用します。

また、合併前の各町村がそれぞれの住民の要望に応じて施設を整備してきたことにより、多くの類似施設を抱えていることから、必要性や経済性等を厳格に見直す中で、これらの施設の整理統合を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ・ \*指定管理者制度の活用
- ・ \*利用料金制度の導入
- ・ 学校、保育園の統合の検討
- ・ 病院、診療所の経営の見直し
- ・ 類似施設等の整理統合

※ 指定管理者制度・・・出資法人や公共的団体だけでなく民間企業等も含めた中で指定を受けた「指定管理者」が公共施設の管理を行う制度。

※ 利用料金制度・・・公共施設の使用料を指定管理者が自らの収入として収受できる制度。

公の施設の管理形態 平成17年4月1日

直 営	管理委託	指定管理	その他	計
201	60	6	6	273

指定管理予定施設数(平成18年4月)

	保健福祉	農林業	観光商工	社会教育	社会体育	合計
継 続			3	2		5
新 規	17	36	27	1	17	98
合計	17	36	30	3	17	103

#### (4) 外郭団体等の見直し

現在本市が関与する\*外郭団体は、100%出資の財団法人が3法人、第三セクターの株式会社が1社あり、3法人が公の施設の運営管理業務を受託しています。

これらの外郭団体は、時代の変化とともにその役割や存立意義も変わってきており、社会経済情勢の変化等への対応や市民と行政の役割分担の明確化、経営効率化、経営責任の明確化等の視点に立った見直しを進めていく必要があります。

このため、外郭団体自らが問題意識を持って事業や組織運営に取り組むことを促すとともに、それぞれの外郭団体の役割や存立意義を見直すことにより、必要に応じて統廃合について検討します。

##### 【具体的な取組】

- ・ 自立的運営の促進
- ・ 統廃合の検討
- ・ 財務内容や活動状況等の情報公開

※ 外郭団体…(財)明野農業振興公社、(財)みずがき山ふるさと振興財団、  
(財)ハヶ岳南麓ふるさと振興財団、(株)おいしい学校

#### (5) 地域住民、ボランティア等との協力関係（パートナーシップ）の構築

行政運営にあたっては、地域住民やボランティア、民間企業等との協力関係を構築し、行政のスリム化と民間領域の活性化の実現を目指します。併せて、地域住民との新たな地域づくりやまちづくりへの取組を推進します。単に「官から民へ」の考え方やコストの削減だけではなく、公共サービスの質的な改善を実現するための「官と民とのパートナーシップ」を構築し、新たな活動領域と地域のネットワークの創造を目指します。

また、地域のことは地域で解決するための仕組みとして合併を契機に設置した地域委員会は、7つの地域の特色ある活動の主体として住民自治の考え方を実践していくことが求められていることから、あり方や機能についても一度見直し、その育成・強化を図ることにより、真のパ

ートナーシップの構築に努めます。

さらに、本市には恵まれた自然環境を求めて移り住んだ新たな市民が数多く見られることから、様々な経験や知識を有した新しい市民と地域住民との交流を積極的に促進し、ともに地域づくりを進めていく方策を検討します。

**【具体的な取組】**

- ・ 官民交流の推進
- ・ 身近な地域の人材の活用
- ・ 交流、協働支援体制の整備
- ・ 協働、まちづくり相談窓口の設置

(6) 情報提供の推進及び広報・広聴機能の強化

市民に信頼される開かれた市政運営を行っていくためには、市民と行政がまちづくりのビジョンや情報を共有し、対話できる環境を整備する必要があります。

そのため、広報紙やホームページをはじめ、様々なメディアを通じて積極的に情報提供を行うとともに、電子メールなどのITを活用した市民参加型広聴機能の充実により市民との双方向のコミュニケーションの確立を図ります。

また、市民への説明責任を果たし、市政の透明性の確保・信頼性の向上を図るため、情報公開制度の充実や※パブリックコメント制度の導入に取り組みます。

**【具体的な取組】**

- ・ ホームページによる行政情報の発信・充実
- ・ 審議会等会議の公開
- ・ 「市長への手紙」の活用推進
- ・ パブリックコメント制度の導入
- ・ 公文書公開請求におけるITの活用

※ パブリックコメント制度・・・一定の行政計画や規制・制度・新規事業について、市が意志決定を行う前にその計画案や概要等を市民に公開して、市民

がそれに対する意見等を提案・提供できる制度。

「市長への手紙」件数			
	メール	手紙	計
H17.05～H17.12	54件	4件	58件

### 3 市役所の構造改革とスリム化

#### (1) 組織・機構の改革

新たな行政課題やますます高度化・多様化する市民ニーズを見極め、市民サービスの向上を図るには、絶えず組織機構の見直しを行い、組織力の強化を図りながら、時代の変化に対応できる柔軟な組織機構に再編していく必要があります。

そのため、本庁組織については、従来の縦割り型組織にとらわれず、多様な市民ニーズに対応していくため、スピードと成果、コストを重視したサービスを提供する組織へと転換を図り、意志決定時間の短縮や指示系統の簡素化、責任所在の明確化に取り組みます。

また、市役所本庁舎建設の検討と併せ、現在の7総合支所と1出張所のあり方についても、縮小、廃止も含めて根本的な見直しを行い、組織の簡素・合理化に取り組みます。

#### 【具体的な取組】

- ・ 機能性、効率性を重視した本庁組織への再編
- ・ 本庁舎の建設及び総合支所、出張所の縮小、廃止の検討
- ・ 窓口サービスの充実
- ・ 各種業務のNPO、ボランティアとの協働
- ・ 行政区等の再編

#### (2) 定員管理の適正化

類似団体と職員数を比較すると、一般行政部門だけでも39人の超過となっています。

厳しい財政状況の中、今後の行政需要の動向等を踏まえ、事務事業や組織機構と整合させながら定員適正化計画を策定し、職員の削減に取り

組みます。

また、専門的な知識や技術、資格、経験等を要する業務については、費用対効果を勘案し、任期付職員や再任用職員の活用を図るとともに、短期的な業務や定型的な業務等については嘱託職員、臨時職員の活用や民間への業務委託を進め、安易な職員採用の抑制に努めます。

【具体的な取組】

- ・ 定員適正化計画の策定
- ・ 任期付職員、再任用職員の活用
- ・ 嘱託職員、臨時職員の活用
- ・ 定型的業務等の民間委託（再掲）

部 門	区 分	職 員 数 (人)					対前年増減数 (人)				
		H13	H14	H15	H16	H17	H13	H14	H15	H16	H17
一般行政	議 会	9	9	9	9	4	0	0	0	0	-5
	総 務	127	132	133	132	141	3	5	1	-1	9
	税 務	30	30	30	30	25	0	0	0	0	-5
	民 生	147	145	139	142	176	-15	-2	-6	3	34
	衛 生	40	42	41	37	25	1	2	-1	-4	-12
	労 働						0	0	0	0	0
	農 林 水 産	50	49	49	49	39	2	-1	0	0	-10
	商 工	11	13	14	18	9	0	2	1	4	-9
	土 木	37	38	39	42	50	-1	1	1	3	8
	小計	451	458	454	459	469	-10	7	-4	5	10
特別行政	教 育	85	82	80	80	69	-1	-3	-2	0	-11
	警 察						0	0	0	0	0
	消 防						0	0	0	0	0
		小計	85	82	80	80	69	-1	-3	-2	0
公営企業等	病 院	4	4	4	4	83	0	0	0	0	79
	水 道	15	15	16	18	15	0	0	1	2	-3
	交 通						0	0	0	0	0
	下 水 道	25	27	28	26	15	1	2	1	-2	-11
	そ の 他	21	22	23	23	37	6	1	1	0	14
	小計	65	68	71	71	150	7	3	3	0	79
総合計		601	608	605	610	688	-4	7	-3	5	78

区 分	住民基本 台帳人口 A 人	定 員 モ デ ル			
		対象職員数 B	試 算 値 C	超 過 数 D (B - C)	超 過 率 D / B %
平成14年	43,685	456	454	2	0.44
平成15年	43,949	443	454	△ 11	△ 2.48
平成16年	44,042	435	433	2	0.46
平成17年	44,058	464	425	39	8.41

### (3) 人事給与制度の改革

職員一人ひとりが意欲を持って仕事に取り組むためには、年功序列的な人事管理から職員の能力・実績を重視した人事給与制度への改革が必要であることから、人事評価制度の構築や業務実績を重視した給与体系の転換、業績評価に基づく処遇や職員の能力開発など、職員が意欲的に仕事に取り組める環境づくりを進めます。

また、職員給与については、類似団体や民間企業等との均衡を考慮し、必要な見直しを行うこととしますが、人件費が市の財政を圧迫している状況を勘案し、職員採用の抑制や人員配置の適正化に努めるとともに、職員手当の見直しなどを行い、総人件費の抑制を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ・ 人事評価制度の導入と給与制度との連動
- ・ 総人件費の抑制
- ・ 給与制度の見直し
- ・ 人員配置の適正化

### (4) 人材の育成、活用

限られた財源の中で限られた人員により市民サービスの向上を図っていくには、職員個々の能力を向上させ、その能力を最大限に発揮しながら、行政課題に対処していく必要があります。

このため、人材育成の目的や方策等を明確にした人材育成計画を策定し、専門研修や各種研修機関との合同研修、他自治体や民間企業等との人事交流を通して、全体の奉仕者としての自覚、士気高揚など職員の意



識改革と資質向上に努めます。

また、職員が政策や事務改善等の提案をできる制度の創設を通じて、より創造性を発揮できる職員を育成するなど、将来を見据えた人材の育成を図ります。

さらに、今後多様な人材を確保していくため、長期的視点に立った職員採用を進めるとともに、専門的業務については専門職員の育成や外部からの登用も検討します。

**【具体的な取組】**

- ・ 人材育成計画の策定
- ・ 職員研修の充実
- ・ 他自治体や民間企業との人事交流
- ・ 職員提案制度の創設
- ・ 専門職員の育成
- ・ 任期付職員の採用（再掲）

(5) 電子市役所の実現

情報技術の飛躍的な進展により、パソコンや携帯電話等の情報端末が急速に普及し、社会や生活のいたるところでインターネットが利用されています。

今やITがもたらすサービスは、急速に地域社会に浸透し、市民の日常生活に欠かせないものとなっている状況の中で、市民サービスの一層の向上と迅速化を図るためには、ITを有効に活用しライフスタイルに応じたサービスを提供していく必要があります。

そのため、市民だれもが、いつでもどこでも質の高いサービスが受けられるよう、インターネットや各種情報システムの活用により、申請・届出の電子化や公共施設のオンライン化など行政事務の情報化に取り組み、便利で快適なサービスを提供する電子市役所の実現を目指します。

**【具体的な取組】**

- ・ 申請書ダウンロードサービスの充実
- ・ 電子申請・届出システムの調査、研究

- ・ 公共施設案内予約システムの調査、研究
- ・ 電子入札、電子投票導入の研究
- ・ I T 講習会の実施

#### (6) I T 推進体制の強化

I T の活用は、市民サービスの質的な向上だけでなく、行政内部の各種業務や組織などの改革にも欠かすことができません。

そのためには、電子市役所の構築にあたって、情報通信基盤の整備と併せて行政内部の情報化を積極的かつ計画的に推進していく必要があります。

本市では、平成 16 年 11 月の北杜市誕生と同時に庁内※ L A N を構築し、文書管理システムをはじめ、財務会計システム等を導入し、事務の効率化と迅速化を図ってきたところですが、今後も、より一層の※グループウェアの活用や電子決裁システムの導入などにより、内部情報の共有化、意志決定の迅速化、ペーパーレス化など組織・業務等の改革を進めていきます。

また、業務の効率化・迅速化を図る一方、電子情報の流失やデータの改ざん、漏洩、不正侵入等が起こらないよう、セキュリティ対策も講じていきます。

#### 【具体的な取組】

- ・ グループウェアの活用
- ・ 地図情報システム導入の検討
- ・ 電子決裁システム導入の検討
- ・ 専門職員の育成（再掲）
- ・ 情報化研修の実施
- ・ ※セキュリティポリシーの策定

※ L A N・・・パソコンなどの端末装置を通信回線で接続し、施設内の限られた範囲で使用される情報通信ネットワーク。

※ グループウェア・・・庁内 L A N を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総

称。

- ※ セキュリティポリシー…情報の目的外利用や外部からの不正侵入、情報漏洩などを防止するための基本方針。

## 第5 改革の推進

### 1 実施期間

改革の実施期間は、平成18年度～平成22年度の5か年とします。

### 2 実施計画（アクションプラン）

改革を着実に推進していくため、実施事項や目標年度、数値目標等を具体的に示した実施計画を策定し、計画的に取り組んでいきます。

### 3 推進体制

改革の推進にあたっては、市長を本部長とする「北杜市行政改革推進本部」を中心に全庁体制で取り組みます。

### 4 進行管理

行政改革推進本部により進行管理を行いながら、市議会と「北杜市行政改革推進委員会」に進捗状況を毎年度報告することにより計画の実効性を確保するとともに、今後の状況の変化等による項目の追加又は変更が生じたときは、その都度計画の見直しを行い、改革を着実に推進します。

また、改革の推進状況について、「広報ほくと」や市のホームページを通じて市民への公表を行います。